

【Reference Review 61-1号の研究動向・全分野から】

「経済成長と格差について」

商学部教授 広瀬 憲三

海外から日本を訪れる観光客の数はここ数年急速に増加している。ニュースでもアジア特に中国からの観光客の爆買いなどが話題となっている。中国のGDPは世界第2位となったが、一人当たりのGDPは2013年で約7,000USドル（日本は同年約38,000USドル）である。にもかかわらず、富裕層は日本をはじめ世界の不動産を購入するなどしている。中国は改革開放政策以降急速な経済成長を遂げたが、同時に人々の所得格差は急速に広がっている。経済成長は人々の所得格差を拡大させるのだろうか。逆に所得格差があることが経済成長を促進するのであろうか。

深澤映司論文（「格差と経済成長の関係についてどのように考えるか」『リファレンス』第65巻2号2015.2）は、経済成長が格差に及ぼす影響、逆に格差が経済成長に及ぼす影響についての論文をまとめたものである。経済成長が格差に及ぼす影響についての見解として、工業化の初期段階では所得格差は拡大するが、その後は経済成長に伴い格差は縮小するというクズネッツの「逆U字型仮説」、高所得者層や大企業に有利となるような減税、規制緩和などの経済政策を行うとその恩恵は経済全体の拡大を通じて低所得者層にまで広がるという「トリクルダウン理論」を紹介している。深澤論文はまた、これらの理論に対しての様々な実証研究を紹介し、トリクルダウン理論に対する否定的な文献も多くあることを述べている。さらに、ピケティの『21世紀の資本』で示された見解も「トリクルダウン理論」に異を唱えるものであると考えている。

格差が経済成長に及ぼす影響について、深澤論文は、所得の平等化は資金を借りやすくなり、起業や教育投資を促すこととなり、経済成長を促すことになるという考えと、格差が大きいと政治的に所得の再分配を求める力が強くなり、そのことが労働意欲を低下させてしまうので、格差を放置したままのほうが経済成長を促進するという考えがあり、1990年代から2000年代にかけては双方の主張を支持する論文があったが、2014年以降は、格差が経済成長にマイナスの影響を与えるという研究が増えたと述べている。もし格差の縮小が成長を促すのであれば長期的に考え、政府として、格差をなくすような政策が政治的に必要となると考えている。

このような格差をなくすことが重要であるとすると、今日推し進められている人材派遣法をはじめとする雇用に関する規制緩和はどのようにとらえればいいのかであろうか。

人材派遣法に関する規制が緩和されたことがどのような影響を与えたかを示した小林徹論文（「人材派遣、職業紹介の規制緩和は何をもたらしたか」『三田商学研究』第57巻第4号2014.10）では、①規制緩和によって転職や新規就業が促進されたか、②転職、新規就業者の賃金が高まったかについての実証分析を行っている。小林論文での結論は、人材派遣の規制緩和は転職や新規就業を促したり、賃金を上昇させたとは考えられないという結論となったが、これらの結論は、データの調査対象者が小規模であったり、女性に限定しているためかもしれないと述べている。もし女性に限定しているために賃金の上昇がなかったのであれば、これは大きな問題といえるであろうし、他の研究では転職や新規雇用を促したり、賃金を上昇させるというものもあり、さらなる研究が求められよう。

鶴光太郎論文（「限定正社員の普及・活用について」『月間経団連』第63巻3号2015.3）では、正社員

のもつ無期労働契約、フルタイム勤務、直接雇用（これらを無限定性と呼んでいる。）という特徴が、期限付き雇用の拡大、女性の労働参加、活躍の阻害、などの問題を生み出していると考えられる。これらの問題を解決するためには、現状でも正社員の三分の一程度をしめている限定正社員の雇用ルール整備が重要であるという。

これらのルールが整備され、働きに応じた賃金は支払われ、働き方の自由度が増せば、ライフスタイルに合わせた多様な働き方が可能となり、男女共同参画社会を推し進めていくことにもなる。

所得格差の縮小が経済成長を促進するのであれば、多様な雇用形態のルールを整備するとともに、労働に応じた適正な賃金を保証するような法整備を進めることが重要である。同時に、労働市場に再参入する人々を支援するリカレント教育にも力を入れる必要があろう。

日経ビジネスのスペシャルレポート（「ママの就活 大学がサポート」『日経ビジネス』1780 2015.2.23）では、女性の再就職を支援する大学のリカレント教育について紹介している。このようなりカレント教育に対する政府の支援も重要となろう。

【Reference Review 61-1 号の研究動向・全分野から】

安倍政権の「地方創生」をどう見るか —競争と共感の必要性—

産業研究所准教授 市川 顕

第二次安倍政権における重要政策課題の一つが地方創生であることは多言を要しない。2014年末には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が公表され、地方の人口減少抑制や経済の活性化が企図された。矢嶋¹⁾によれば、このような動きの背景には、二つの出来事があるという [矢嶋, p.23]。一つは、いわゆる増田寛也元総務大臣を座長とする民間シンクタンク「日本創世会議」による人口シミュレーション、いわゆる「増田試算」である。これにより、これから40年間に1800の市区町村のうち896が消滅の怖れがあることが提示され、多くの地方自治体における危機意識の共有がなされた。もう一つは、現実の経済の動きであり、アベノミクスによる都市労働需要の改善傾向により、地方から都市への若者の移動が生じたことである。ここにおいて、地方創生のためには地方がもつ資源の活用が求められ、また、補助金頼みからの脱却が必要とされるようになる。つまり、「地方創生とは、中核都市経済圏を一つの国とみて、他の経済圏との貿易を通じて独り立ちできるようにすること」 [矢嶋, p.24] とされ、そこでは地方資源の有効活用をめぐる地方間競争の激化が生じる。「強いということは地域間の競争であり、勝者のみが創生を果たせることを意味する。この現実から目をそむけるべきではない」 [矢嶋, p.24]。そのためには、地方の主要な産業である農林水産業などの地場産業を、観光や「それらに付随したサービス業」と組み合わせることで、安定した雇用の創出と、若者の地方での定着が図られるべき [矢嶋, p.26] とされる。

このような、新主義的な議論に対して岡田は警鐘を鳴らす²⁾。岡田によれば、安倍政権の地方創生策の限界は二つあるという。第一は、そもそも少子化現象を引き起こした最大要因は、第一次安倍内閣下でも推進された非正規雇用の拡大政策によって若年層の雇用形態や所得の安定が損なわれたことであり、第二は、地域経済の衰退を引き起こしたのは、多国籍企業主導の経済のグローバル化や構造改革、市町村合併である、という [岡田, p.24]。そして、現在の地方創生の方向性を、2014年9月の日本経団連による「新内閣へ望む」のなかの「地域の基幹産業である農業や観光の振興、防災・減災対策、国土強靱化、PFIやPPPによる民間参加などにより地域経済を活性化する」という要望の方向に沿うものとし、「大企業は「地

方創生」による規制緩和や公共投資の「選択と集中」に乗じて、「ローカル・アベノミクス」市場への参入を、自ら提案し、実行している」[岡田, p.23]と把握するのである。

ここでは両者の議論の妥当性を問題にはしない。むしろ、地方創生における「競争」に関する議論だけでなく、「共感」についての議論が必要なのではないか、と主張したい。すなわち、市民社会の存在、もっと言えば地方創生における参加型ガバナンスのあり方についての議論が必要ではないか、という問題提起である。坪郷³⁾によれば、市民社会とは、市場の失敗、政府の失敗、社会の断片化と連帯の欠如を克服する新しい社会構想を提起するものであり、「共感」を基礎にして「寛容、多様性、公開性、自発性、協同性、非暴力」を特徴とし、政府部門・市場部門とともに公共的問題群の解決を担う新たな仕組みを形成する[坪郷, p.63]とされる。

岡田が指摘するように、これまでの地方創生の成功事例といえ、宮崎県綾町、徳島県上勝町、高知県馬路村など、地方からのイノベーション、言ってみればボトムアップ型・住民参加型の、市民社会の再構築をとまなう取組みが実を結んだ例が多い[岡田, p.25]。「産業化（競争）」に重きをおくトップダウン型の地方創生のみならず、新たな「市民社会（共感）」の構築に重きをおくボトムアップ型の地方創生にも焦点を当て、両者を排他的ではなく車の両輪とするような地方創生が求められよう。

1) 矢嶋康次 (2015) 「地方創生への視点—地方中核都市を中心とした独立経済圏の形成を—」『金融財政事情』第 66 巻第 10 号 pp.23-28。

2) 岡田知弘 (2015) 「「地方創生」と農業・農村のゆくえ」『農業と経済』第 81 巻第 5 号 pp.18-27。

3) 坪郷實 (2015) 「市民社会、ソーシャル・キャピタル、参加ガバナンス」『政策科学』第 22 巻第 3 号 pp.61-76。

【Reference Review 61-2 号の研究動向・全分野から】

東京オリンピックと「地方消滅」

経済学部教授 小林 伸生

2020 年の東京オリンピックの開催決定を受け、東京一極集中、その裏にある地方の活力低下、それらの問題への対応策等の議論が再び活発化してきている。増田寛也氏を中心とした研究チームによる『地方消滅』は、昨年ベストセラーになった。同書でも示されているように、近未来的には東京への一極集中の更なる加速が進むが、長期的には人口の大都市圏への供給源であった地方圏の人口再生産の先細りにより、東京大都市圏においても人口減少・高齢化に伴う諸問題の発生がシミュレーションされている。地方の活力低下・少子高齢化の進展は、将来的には大都市圏の活力の維持にも、暗い影を落とすことにつながる。

こうした課題の解決に向け、我々に残された時間的な猶予は少ない。山崎治「オリンピックの経済効果を地方にまで波及させた英国～東京オリンピックに対する懸念の解消に向け」（『リファレンス』2015 年 4 月号）では、2020 年の東京オリンピックの参考事例として、同じく先進国の首都で開催されたロンドンオリンピックの取り組み・経緯を紹介・分析し、東京オリンピックへの示唆を導いている。同論文によると、英国ではオリンピックの効果の地方への波及を重視し、大会関連のビジネス契約案件に関する情報提供の支援、事前合宿の誘致、開催国全土で文化・芸術に関するパフォーマンスや展示などを行う「カルチュラル・オリンピアド」の全国展開などを行った。これらの取り組みの結果としてオリンピックの効果が地方に及び、海外からの投資増の 6 割近くがロンドン以外の地域に向けられたことを紹介している。2020 年の東京オリンピックに向けて、開催効果を意識的に全国に波及させるための総合的な取り組みの必要性を、こうした先進事例は示唆しているといえる。

同時に、財政面での制約条件が従来以上に高まっている昨今、地方圏が自ら産業を興し、雇用機会を創出していくことも重要な政策課題である。神尾文彦「大都市と地方の自立共生モデル～ローカルハブの形成が重要に～」(『知的資産創造』2015年6月号)では、人口の集積が小規模である割に高い生産性・所得水準を維持しているドイツの拠点都市の事例を参照しながら、地方に本社機能を有するグローバル企業とベンチャー・中小企業や大学等の間で、仕事を生み出すループが構築され、それを金融・人材・都市インフラなどが支えている姿を紹介している。その上で、こうした姿を実現していくために、国からのトップダウン型の構想・戦略提示ではなく、各地域の競争・自立を促すボトムアップ型の制度設計の必要性を指摘している。

『JRI レビュー』2015年第6号は、こうした問題を集中的に取り上げる特集を組んでいる。西崎文平「東京一極集中と経済成長」では、サービス経済化が進展する状況下での都市圏への集中傾向に関する分析を行っている。そこでは、東京圏への人口集中の程度は国際的に見ても高い部類に属する反面、第2位都市圏(＝近畿圏)以下の人口規模も大きいことから、必ずしもフランスに象徴的に見られるような「一極集中」の形にはなっていないことが示されている。また産業活動においては、特に東京は情報通信業の集中度は高くなっているものの、集中度に見合った付加価値の集中を得られていない(すなわち、集積のメリットを実現できていない)ことから、逆説的に「東京圏への人口集中を軽減することと、日本全体の成長力を強化することは、政策的にトレードオフの関係にはない」ことを示している。

同号の藤波匠論文「イノベーションによる地方都市の持続性向上～「東京一極集中説」と「地方消滅」に惑わされない地方再生～」では、イノベーションを都市の再生の観点から論じている。具体的には①既存民間インフラを公的利用する新しい官民連携(ショッピングセンター等の民間施設の公共サービス拠点化等)、②住民ニーズに応えるサービスの担い手側の進化(民間企業や団体が、地域の維持に不可欠な多様なサービスを一手に引き受け、複数の事業で経営資源を共有する「範囲の経済」を実現し、収益性を高める)、③縦割りを廃した道路と交通の一体的な政策運営への転換、④交通や介護の分野における最新技術の導入等を通じて、地方都市における人口減少や人口密度の低下という課題を、都市の機能性の向上で乗り越えることの必要性を論じている。

一極集中問題に関しては、東京が世界都市としての競争力を維持向上させていかないと、アジアにおけるハブ機能を維持できないという観点から容認する(あるいは、必要性を主張する)議論と、更なる集中は地方圏の疲弊を加速させ、それが中長期的には大都市圏の疲弊をもたらすことから、地方圏の活力を維持させるべきという議論が並存し、コンセンサスが見出せていない。生産性を高めるために、集積のメリットが一定程度機能することは過去の実証研究から得られる示唆であるが、今日における東京圏への集中は、労働者の過酷な通勤・労働環境や、不十分な子育て環境という「隠れた負担」の上に成立していることも看過できない(例えば、東京都の合計特殊出生率は47都道府県中最下位である)。東京がグローバル都市として活力を維持していくためにも、高等教育機関への進学や就職を契機として人口を東京圏へ送出する地方圏の活力維持は不可欠である。その意味において、純粋に経済活動面での動機による集中傾向を除き、人為的にとり除きうる要因は極力排除し、各地域の創意工夫が生かす地域活力創出の実現を本格的に模索していくべきであろう。地域問題の解決に向けての処方箋は、実情をよく知る各地域のほうが、具体的に持っているのである。

【Reference Review 61-3 号の研究動向・全分野から】

スポーツビジネスの研究の動き

国際学部教授 宮田 由紀夫

本学はスポーツのさかんな大学である。また、サッカー、ラグビーのワールドカップ、プロ野球のプレミア 12、オリンピック・パラリンピックとスポーツの話題はつきない。そこでここでは、スポーツを経済学的に考察した文献を紹介したい。

中村 (2015)「プロ野球に見るスポーツと新旧メディアの関係性」(『早稲田社会科学総合研究』別冊、323-334) は、新聞・雑誌・地上波テレビ放送など、情報発信者が不特定多数の受け手に一方通行的に情報を伝達するオールドメディアに対して、インターネットのように情報の受け手が発信者にも転じ、受け手が自身の求める情報を取捨選択できるニューメディアが台頭してきているが、プロ野球ではセ・リーグはオールドメディア時代に人気を博していた。また、オールドメディア企業である読売、中日、かつてはTBS (横浜) が球団を持っていた。これに対して、人気で後れを取ったパ・リーグはニューメディアの利用に各チーム、またリーグ全体としても積極的であることが指摘されている。また、ソフトバンクや楽天のようにニューメディアの旗手がチームを保有している。このように既存大企業が既存のビジネスモデルから離れられないときに、劣位にあった企業が画期的な技術を思い切って導入してシェアを挽回するのはビジネスの世界ではよく起こることだが、プロ野球でも起こりつつある。ただ、ニューメディアは技術進歩が速くこれからどのようなビジネスチャンスが生じるかわからないので、このままパ・リーグのやり方でうまくいか否かは不確定としている。

松橋 (2014)「地域スポーツを支えるコミュニティの形成」(『Keio SFC Journal』第 14 巻、第 2 号、104-120) によれば、スポーツによる地域 (コミュニティ) の再興は、高度成長の弊害・都市への人口流出が問題になった 1960 年代末から 1970 年代初めにすでに議論されていた。そして、企業の福利厚生・知名度向上目的でなく、ドイツを範とした地域密着型スポーツクラブの振興も 20 年以上、取り組まれている。たしかに、地域スポーツクラブの頂点といえるサッカーの J1・J2 チームでは地域活動と入場者数がプラスの相関を示すなど成果をあげているが、なお地域スポーツクラブの裾野の発展のためには日本で公共スポーツ施設の多くは公立学校の施設なのでそれをいかに活用できるか、この活用のマネジメントのできる人材・組織をいかに育てるかが鍵であると指摘している。

村林 (2014)「大学スポーツも企業スポーツも地域スポーツも、みんなスポーツビジネス」(『Keio SFC Journal』第 14 巻、第 2 号、122-131) は、スポーツビジネスとはスポーツでの金儲けではなく、スポーツの環境を良質にすることと定義している。そのようなスポーツビジネスの担い手を育成する方策として、スポーツ選手が引退後に大学でスポーツビジネスを学べるしくみを設けることを提案している。

川上 (2015)「アメリカ型スポーツリーグおよびチームマネジメントの一考察」(『帝京経済学研究』第 28 巻、第 2 号、159-173) はアメリカの 4 大プロスポーツ (アメフト、野球、バスケットボール、アイスホッケー) の収益を上げる戦略を考察しており、狭義のスポーツビジネス論である。アメリカではリーグが一企業で各チームは部署と考えられており、自由競争に任せては敗者が淘汰されリーグが成り立たなくなるので、戦力を均衡させ試合を面白くして商品価値を高めることが重視されている。具体的には、収入をリーグ全体で再分配し、選手給与を制限し有力チームが金に任せて戦力強化できなくし、成績の悪いチームから新人を選択できるようにしている。

これらの論文は、いずれも数式を使ったりせず、聞いたことのあるチームがでてきて、読みやすい文献なのでスポーツに関心のある学生諸君は是非、読んでみて欲しい。非営利組織も含めてすべてのことを経

済学で説明しようとする「経済学帝国主義」には批判もあるが、どのような組織・制度でも存続・発展するためには財務的に健全でなければならないので、スポーツも経済学的観点から分析することが重要なのである。まだまだ開拓されていない分野だが今後の発展に注目したい。

【Reference Review 61-4 号の研究動向・全分野から】

「日本企業の『稼ぎ方』の変化」

商学部教授 広瀬 憲三

第2次世界大戦後の約10年間は経済復興の期間であるといわれる。この時期は、国際収支の天井のため経済成長を抑えることになった。その後、高度成長期に入ると日本は輸出を拡大させ、1970年代の2度にわたる石油ショックを経て、1981年からは日本は貿易収支の黒字が拡大し、貿易摩擦が激化した。1985年のプラザ合意以降急速な円高が進み、日本企業は海外への工場移転を増加させたが、バブル以降も2010年までは貿易収支は黒字であった。

しかし、東日本大震災が起こった2011年以降日本の貿易収支は赤字となり、その規模は拡大し2014年には12.8兆円の赤字となっている。多くの人が思うような日本は輸出大国で、貿易収支は大幅な黒字であるというイメージからは大きく変わってきている。

対外的な関係を見るためには、貿易収支以外に国際収支についてのいくつかの概念がある。貿易収支は輸出額から輸入額を引いたものである。経常収支は、貿易収支にサービス収支（輸送、旅行、特許権・著作権などの使用料など）、第一次所得収支（直接投資、証券投資などから生じる利子・配当金などの収入）、第二次所得収支（官民の無償資金協力、寄付、贈与や労働者送金など）を合わせたものである。通商白書の言葉を借りれば、貿易収支は「輸出する力」、サービス収支と第一次所得収支は「呼びこむ力」「外で稼ぐ力」となる。

第一次所得収支は2014年には18.1兆円（2000年の3倍弱）と貿易収支の赤字12.8兆円を超えている。このような日本の貿易収支の赤字化は、大震災による原油の輸入量増加による一時的なものなのか。第一次所得収支の黒字拡大など経常収支項目の変化は一時的なものなのであろうか。もし一時的なものでないとするならば日本の産業構造に大きな変化が生じてきているのであろうか。

大関裕倫論文（「日本企業の海外での『稼ぎ方』の変化と実態～通商白書2015から～」『経済統計研究』43巻2号2015）は通商白書2015年で分析した日本企業の海外での稼ぎ方の変化と実態についての分析のポイントをまとめたものである。大関論文（通商白書）によると、日本企業の事業活動拠点は、海外拠点の比重が大きくなっているという。国内立地企業（A）に対する海外現地法人（B）の比率（B/A）は、売上高で見ると1955年以降緩やかに伸びており、営業利益や内部留保残高の比率は2000年代急速に拡大し、それに伴って、海外現地法人からの配当ロイヤリティも拡大している。このように日本企業は「海外で利益を稼ぎ、蓄積する傾向」が強まっていると述べている。大関論文ではさらに、拡大している配当、ロイヤリティについて、日本企業の進出先国の違い、日本企業の出資比率による違いなどについて分析しており、海外現地法人の日本側出資比率が高いほうが、利益を日本に持ち帰らず、現地に留め置く場合が多く、「企業活動のグローバル化が進む中で、成長のための資金が日本に再度投下されるためには、日本の立地競争力を一層向上させていく必要がある」と考える。

小池拓自論文（「貿易収支に見る産業構造の変化と政策」『レファレンス』65巻9号2015.9）は、日本の貿易収支、経常収支の構成変化から、日本の産業構造の変化について分析している。製造業の海外生産

シフトは、豊富で安い労働力を求めたが、その後アジア諸国の経済発展に伴い需要が拡大し、現地ニーズに適応すべく進出する企業も増加した。さらに、情報通信技術（ICT）革命による国境を越えて生産管理、在庫管理が可能となり、複数国にまたがる財・サービスの供給、調達による生産工程の最適化が可能となり、グローバルな国際分業が行われている。つまり、従来のように日本国内で生産するような体制から、デザインは日本でを行い、部品調達は他の国で、さらに組み立ては別の国というような複数国にまたがる国際分業が可能となっており、このことが、円安下でも輸出が拡大しない要因と考えている。

また、小池論文は、今までのように、「輸出を起点として、国内生産、雇用（賃金）、設備投資、消費が連続的に拡大する持続的成長」は難しくなっており、これからの日本の産業政策として、FTA/EPAなどを推し進め、企業の国際分業の深化を支えるような視点が必要であると述べている。

富浦英一論文（「アウトソーシングにより変貌するグローバル経済」『エコノミスト』93巻33号2015.8）もまた、ICT技術の発達により、従来の製品の生産工程を一国で完結させる体制から、国境をまたいで展開される生産活動の国際的なネットワーク体制へと変化し、中間財などもグローバルにアウトソーシング（外部委託）する動きが広がっているという。モノのみではなくソフトウェアやコールセンターなどのサービスのアウトソーシングもおこっている。富浦論文では、このようなグローバル競争では、契約環境が重要となるため、国家が定める法制度の実際の執行、運用がきちんと行われることが求められるので、日本がグローバル競争を生き延びるためには、「日本が伝統的に誇りとするきめ細やかな対人関係調整の繊細さに加え、信頼感と安定性のある法制度の下で、日本企業が外国人とも円滑に業務を切り分け協業できる透明性を徹底すること」が重要と述べている。

TPPの締結もあり、日本は今後さらにグローバル競争に立ち向かうことになる。国際社会で生き延びるためには、日本企業もさらなる変化が求められるであろうし、日本政府のかじ取りも極めて重要となろう。

【Reference Review 61-4 号の研究動向・全分野から】

日本は再生可能エネルギーを中心とする電力供給体制を実現できるか

総合政策学部教授 朴 勝俊

2016年4月、日本でもついに電力小売全面自由化が実施された。一般家庭もニーズに応じて電力小売会社を選べるようになる。他方、2012年7月から、再生可能エネルギー（再エネ）の普及促進を目的とした固定価格買取制度（Feed-in Tariff, FIT）が導入されている。後者の制度により約8000万kWもの太陽光発電を中心に、各種再エネ設備が急増し、平成27年度にはこの制度の対象となる電力量は400億kWhを超える見込みである¹⁾。これは日本の電力消費量約1兆kWhのおよそ4%を占める。

横山（2015）が簡潔に説明しているように、電力小売全面自由化は、2013年以降2020年代初頭にかけて実施される「電力システム改革」の第二段階にあたる²⁾。これまで「電力会社」と一括りに把握されていた事業は、今や「発電会社」「送・配電会社」「小売会社」と分けてとらえねばならない。

2016年4月1日時点で280の小売会社が登録されている。一般家庭を含む（原則）全ての需要家は、お得な料金メニューの他に、環境にやさしい料金プランを選択して、再エネを支援することも可能となる。これは「グリーンな」料金メニューを小売会社が提供し、需要家がそれを選択することにかかっている。多くの消費者が意識的にこうした選択を行うことは好ましいことだが、課題もある。工藤（2015）は「FITとグリーン電力市場は競合的関係になる」と指摘している³⁾。FITは供給志向の普及策であり、再エネの電気を政府の決めた固定価格で電力会社が長期間買い取り、火力発電の燃料費相当分（正式には回避可能

費用)を超える費用は、電力消費者に「薄く広く」負担を求めるものである。ドイツでは再エネの電気を送電会社が一括して買い取り、電力取引所で売却することになっているので、FITで支援されたFIT電気とは別の再エネ電気を、小売会社は調達せねばならない。日本ではこれまで、小売会社がFIT電気を調達するルールだったが、FIT制度の改正により、2016年度から新規分については送電会社が買い取るようになったため、小売会社が再エネ由来の電気を調達することが難しくなる可能性がある。この問題とは別に、小売会社が販売している「グリーン」な電気の由来を証明する、発電源証明や証書と呼ばれる制度の整備や、電源構成の開示などが問題となってこよう。

欧州では再エネ普及の主役はこれまでFIT制度であったし、日本でも当面はそのようになるであろう。その際、まず問題にされるのは「賦課金」による電気料金の上昇である。今般のFIT制度改正でも賦課金の上昇を抑制することが一つの目的である。

長期的に見れば、現在ドイツ等の欧州諸国が経験しているように、再エネ電力が増加し、かなりの量が電力取引所に売却されることになる。ドイツでは2015年に再エネが総発電量の30%を記録した(原発は14%)。

こうした変化が電力市場に与えるインパクトを服部(2015)が説明している⁴⁾。再エネ発電量の増加は電力供給曲線を右方にシフトさせ(いわゆる「メリットオーダー効果」)、電力市場価格の抑制要因となる(「コストの高い再エネの普及」によって電力市場価格が上がるわけではない)。これは電力消費者には朗報だが、火力発電会社の利益を圧迫する(いわゆる「ミッシング・マネー」問題)。変動性の再エネ(太陽光や風力)の増加に対し、需給調整を適宜行うために相当規模のガス火力発電所等が必要であるが、市場価格が低下すれば火力発電所への投資が滞る。市場全体で発電所の容量が絶対的に不足すれば、電力ピーク時に停電が起こる恐れが生じる。電力量(kWh)を取引する市場だけではこの問題の解決が難しいとして、容量(kW)を確保するための市場等「容量メカニズム」が欧米で検討ないし整備されている。

ドイツのFIT制度に関しては、諸富(2015a)が詳しい⁵⁾。ドイツは2014年の再エネ法改正によって、新規導入量を制御し、コストを抑制するために、再エネの直接販売を促し、固定価格のFITに代えて、市場価格に固定額を上乗せする「市場プレミアム方式(FIP)」に移行する。そのプレミアムも「入札制度」によって決定する方向である。しかしこれはドイツのFIT制度が「破綻」した結果としての方向転換を意味しているのではない。

上述のとおり、ドイツの電気の3割は再エネであり、世界に先駆けたドイツの普及策は、世界の再エネ設備価格を急激に押し下げ、中国やインドをはじめとする途上国への再エネ普及にも寄与した。

日本は同じように、再エネの普及に成功するであろうか。そのためには、再エネ業者にリスクと負担を軽減することが重要である。まず、吉岡(2015)が指摘するように、今のFIT制度の下、再エネ事業者は、電力会社の都合により、「無制限・無保証の出力抑制」を受け入れることを余儀なくされつつある⁶⁾。これは新規事業の採算性を悪化させ、金融機関からの資金調達も難しくさせているため、改善が求められる。また、諸富(2015b)が論じるように、再エネ設備の設置に伴う電力系統増強費用の負担ルールは、日本では再エネ発電事業者に大きな負担を課すものであるため⁷⁾、諸外国なみに、広く社会的に負担するルールに変えることが検討されるべきである。

1) 経済産業省資源エネルギー庁「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」参照。

2) 横山明彦(2015)「電力システム改革の目的と再生可能エネルギーの位置づけ」『エネルギー・資源』Vol.36, No.5, pp.8-12

3) 工藤拓毅(2015)「電力自由化・FIT(固定価格買取制度)とグリーン電力」『エネルギー・資源』Vol.36, No.5, pp.41-45

4) 服部徹(2015)「自由化後の再生可能エネルギーの大量導入と電力経営」『エネルギー・資源』Vol.36, No.5, pp.18-22

5) 諸富徹(2015a)「再生可能エネルギー政策の「市場化」—2014年ドイツ再生可能エネルギー改正法をめぐって—」『経済学論叢(同志社大学)』第67巻第3号, pp.149-174

6) 吉岡剛(2015)「電力自由化に向けた地域主導型再エネビジネスの現状と課題」『エネルギー・資源』Vol.36, No.5, pp.46-50

7) 諸富徹(2015b)「電力インフラの再構築とその費用負担ルールのあり方」『フィナンシャル・レビュー(財務省財務総合研究所)』第124号, pp.49-76

【Reference Review 61-5 号の研究動向・全分野から】

小規模基本法制定と中小企業研究

経済学部教授 小林 伸生

2014年6月に「小規模企業振興基本法」（以下小規模基本法）が公布・施行された。これは、従来の中小企業の定義よりも、さらに小規模な企業（製造業等では従業員数が20名以下、商業等では同5名以下の企業）を対象とした振興施策を実施するための規範となる法律であり、制定を受けて2015年には、『小規模企業白書』が発刊された。

かつて中小企業は、大企業との格差が様々な側面で存在し、政策的に近代化を促進する対象と位置づけられてきた。1980年代頃から、そうした中小企業観は後退し、むしろ意思決定が迅速で環境変化への対応力に優れた活力ある多数派という、積極的な見方へと転換していった。1999年の中小企業基本法の改正も、そうした中小企業観の抜本的な変化を反映したものであった。

しかし、いわゆる「失われた20年」といわれる低成長局面が続く中で、中小企業の中でも社会・経済の環境変化に的確に対応し堅調な成長を続ける企業群と、慢性的な低迷に苦しむ企業群の差が拡大し、それは主として規模に起因するという認識が広まりつつある。小規模基本法の制定は、こうした課題への対応を意図したものと考えられるが、同様に直近の中小企業研究の潮流も政策動向を敏感に反映していると考えられる。

近年の中小企業研究は、2つの潮流でとらえられる。一つは、上記のような政策的動向を反映し、特に小規模企業群の活性化に向けた活路（コミュニティ課題の解決に向けた取り組み、事業承継の円滑化等）をどのように求めるかを分析・議論するもの、そしてもう一つは、主に中規模以上の企業群において、グローバル化への対応をどのように進めるか、といった視点からの研究である。

前者に関する最近の研究の事例として、川名和美「小規模企業の新たな社会的位置づけ～「ワークライフバランス起業」の可能性とその支援～」(『商工金融』2015年11月)がある。同論文では、中小企業基本法改正から今日までの中小企業及び同政策の変遷を概観後、働き方・働き手の多様化に対応して「ワークライフバランス起業」の必要性を整理し、起業をサポートするシェアオフィス運営の事例を紹介しながら、こうした活動の社会的位置づけを確立していくことの必要性を論じている。また寺岡寛「小規模企業の政策学～小さな事業をどう支援するのか～」(『商工金融』2015年10月号)では、現在の小規模企業の経営課題として、①人的資源の質的確保、②(質的人的資源の制約に起因する)技術革新への対応、③地域人口減少に起因する事業拡大の展望の描きづらさと資金需要の低迷、の3点を指摘している。そして、小規模企業を単に保護するのではなく、「働く・生活する」地域循環を維持するために、退出入のサイクルを支援していくこと、知識・経験等の人的資本に付随したストックを活用し、ICTや人工知能の発達を活用しながら小規模企業間のマッチング支援を促進すること等の重要性を論じている。

一方、後者の直近の研究事例として、丹下英明「中小企業の海外進出に見る変化～直接投資を中心に～」(『日本政策金融公庫論集』2015年11月)では、アンケート調査に基づいて、海外拠点への進出時期別の中小企業の特徴を分析し、進出年代が新しい海外拠点ほど①進出前のフィージビリティ・スタディを実施している、②海外拠点の従業員教育や労務管理において日本でのやり方をベースとする割合が高まっている、等の傾向を明らかにしている。また、山本聡「中小企業の国際化プロセスにおける国際的アントレプレナーシップ」(『中小企業季報』2015年No.3)では、近年の国際的アントレプレナーシップ研究の中で注目されつつある「国際的起業家志向性(IEO)」、「エフィカシィ」、「輸出市場指向性(EMO)」、「偶発的発見(セレンディピティ)」、「意思決定プロセスのロジック(エフェクチュエーション)」等の概念を用いて、

中小企業の国際化プロセスにおけるこれらの概念の存在を、企業事例に基づいて紹介している。

このように、直近の中小企業研究は、「活力ある多数派」としての中小企業の成長性に専ら焦点を当てるというスタンスから、経営実態に即した、より一層現実を直視する中で活路をどこに求めるか、といった方向性へと変化しつつあるように思われる。但し、かつての中小企業観のように「格差を是正すべき対象」という考え方に基づいた議論ではない点には注目すべきである。社会・地域の環境変化への対応、産業の国際競争力の維持等の、より根源的な課題があり、その中で中小企業およびその政策が、どのような役割を果たしていくべきかという視点が、各研究に共通する視点となっているといえる。

【Reference Review 61-5 号の研究動向・全分野から】

100 年前の鉄道グローバル化に関する研究

商学部教授 木山 実

経済史・経営史のなかで鉄道史の研究は従来から盛んであり、鉄道史学会という名称の学会もある。経済史・経営史・鉄道史の研究で活躍してこられた中村尚史氏（東京大学社会科学研究所教授）が今年に入って『海をわたる機関車』と題する本を吉川弘文館から上梓された。この本の冒頭「はしがき」で著者は、2007年に日立製作所の車輛がイギリスで走行試験を開始したことを紹介しつつ、明治初期にイギリスからの技術導入によって日本で初めて鉄道が走ってから135年の後、「日本製の鉄道がはじめて鉄道の母国を走行した」と感慨深げに記している。

日本からの鉄道システムの輸出については、昨年（2015年）9月末にインドネシアの高速鉄道をめぐって日中間で展開された受注競争を中国が制したというニュースが衝撃的に報じられた（日経新聞2015年9月30日）。しかし昨年末には今度はインドが高速鉄道計画で日本の新幹線方式を採用することに合意したニュースに、日本は溜飲を下げる格好となった（日経新聞2015年12月12日）。また最近ではマレーシア・シンガポール間の高速鉄道の受注をめぐって日中韓、さらに英仏企業が競争を展開しているという記事も掲載された（日経新聞2016年7月23日）。

上述の中村尚史氏の『海をわたる機関車』は約100年ほど前の蒸気機関車をはじめとする鉄道用品の国際的な受注合戦を、国の政策、メーカー、商社などさまざまな視点から分析したものである。本書からは、100年前でも国際間で激しい競争が繰り広げられていたことが読み取れ、非常に興味深い。以下で少し紹介させていただきたい。

1823年にイギリスのG. スティーブンソンが初めての機関車製造会社を設立した後、同国では数多くの機関車製造メーカーが生まれ、それらが製造する機関車が欧州各地、インド、豪州、中国などに輸出され、19世紀半ばにはイギリス製機関車が世界を席卷した。1872（明治5）年に鉄道業を開始した日本にもイギリス製は多く輸出されることになる。このイギリスに対して猛追をかけたのがアメリカとドイツであった。特にアメリカでは19世紀後半に圧倒的な地位を有したボールドウィン社などによって型式の標準化と互換性生産を軸とするアメリカン・システムという生産方式が構築され、機関車の短納期化と低価格化が実現した。ドイツでも19世紀後半に鉄道ブームによって多品種生産を特徴とするクラウス社のような国内新興機関車メーカーが勃興し、そのブームが去った後には官民をあげたプロモーション活動によって積極的な海外進出がはかられた。そして1900年前後には南米、日本を含むアジア、大英帝国の植民地をめぐって英米独3国による国際競争が展開されるが、米独にシェアを侵食されたイギリスの優位は崩れ去っていく。だがアメリカン・システムによって躍進するアメリカに対してイギリスの機関車メーカーの絶大な自

信は揺らぐことはなく、むしろ「アメリカに学ぶものは何もない」という傲慢な態度をとり続けたという。さらに日露戦争開戦（1904年～）後には東アジアで大きな市場の変化が起こる。開戦後は日本による朝鮮での鉄道建設の推進、戦時には日本国内から機関車が徴発され順次“満州”へ廻送されたため国内で機関車需要が高まり、また戦後に設立された南満州鉄道（満鉄）でも鉄道車輛需要が高まりを見せたが、これらの需要にうまく対応して大量に受注したのは主にアメリカであった。また日露戦後の日本の鉄道国有化時にはドイツもシェアを拡大し、イギリスの凋落は加速する。その頃、日本の車輛技術も本格的な独自開発の段階に入り、1909年には鉄道院は機関車・客貨車を可能な限り国内民間鉄道車輛メーカーに発注するという方針をとった。以後、汽車製造・川崎造船所などの大手メーカーも飛躍の機会を掴み、鉄道院の指導を受けながら技術を習得していき、鉄道院は1912年に幹線鉄道用の新型機関車には輸入品を採用しない方針を打ち出すに至るのである。これが本書の大まかな流れである。

本書には「近代日本の鉄道発展とグローバル化」という副題が付けられている通り、一国史の枠内で収めずにグローバルな視点からのアプローチがはかられている。これと関連して本書の特徴として挙げられるのが図表の多さである。それら大量の図表はさらりと掲載されているものの、出典の資料や引用注をよくみると英米の大学図書館および公文書館で著者が蒐集した史料類が大量に列挙されていることに気付く。海外での史料調査は日本国内に比べて多大な苦勞が伴うが、それを淡々とこなしてきた著者のフットワークの軽さが示されているとっていいだろう。

また本書のなかで第3章「日本の技術形成と機関車取引」には分量的にもっとも多くが割かれているが、特に1901年に大倉組ニューヨーク支店の初代支配人となって同店を立ち上げた山田馬次郎の奮闘ぶりに関する記述が、私にとっては圧巻であり最も興味深かった。そこでは山田馬次郎が東京本社と電信や郵便で連絡をとりつつ領事や米国人の顧問技師、あるいは機関車を輸送する汽船会社と接触し、またアメリカの機関車メーカーから見積書を取り、書類提出の督促をかけたり悪戦苦闘しながら北海道庁鉄道部での機関車等の競争入札を落札するに至る様がいきいきと描かれており、100年以上前のこととはいえ、商社マンの仕事がどのようなものなのかが伝わってくる場所である。

本書の「あとがき」では、近年の中国における急速な鉄道車輛技術の発達や、それが外国技術の盗用、模倣という批判があることについて著者は「総合的な技術である鉄道システムの形成過程において、導入した複数の技術を徹底的に模倣し、すり合わせていくという手法で技術を蓄積することは別に珍しくない。その代表例が、本書が検討した100年前のドイツであり、日本である。」とし、さらに「19世紀末に自国製品の品質の高さを誇示していたイギリスは、気がつくや価格や納期の面で新興国に太刀打ちできなくなっていた。グローバル化の時代において「良いものであれば高くても売れる」という話には、限界があるといえよう。」

「私たちが、100年前のイギリスの轍を踏まないためには、グローバル化の時代における市場のあり方を正確に認識し、自らの成功体験を乗り越え、多様な鉄道関連企業と共に不断の技術革新を進める必要がある。」と書いている。本書は鉄道史に関する研究書であるから、著者が“鉄道関連企業”に不断の技術革新を求めるのは当然ではあるが、このくだりを読んだ人のなかには、高度成長期の日本を牽引した家電メーカー、特にシャープが台湾・鴻海の傘下に入ったという最近のショッキングな報道を想起する人もいるのではないだろうか。その意味では、現在なお日本の産業界をリードしているトヨタなどの自動車メーカーも安泰ではないということになる。

私などが言わなくても関係者は十分認識しているのだろうが、メーカーの技術者には「不断の技術革新」を、また商社マンや関係省庁の官僚たちには情報収集や的確な援護射撃を期待したいところである。

【Reference Review 61-6 号の研究動向・全分野から】

揺らぐ EU の規範的側面 —2015 年における難民問題を中心に—

関西学院大学 SGU 招聘客員准教授 市川 顕

EU が規範的政体であると指摘されて久しい。マナーズの有名な論文が火をつけた EU の「規範パワー論」、それに対して、より現実的な規制の伝播に EU の力の源泉を見出した遠藤・鈴木らによる「EU の規制力」、さらには規範を「現実的に」操作・利用しようとする EU の域内外での現実に焦点を当てた臼井の「EU の規範政治」など、規範と現実のあいだで揺れ動く EU をいかに把握するかについての議論はやむことがない。

一般的に EU の規範的主張が強まったのは 90 年代である（明田 2015:144）とされ、EU の基本的価値である民主主義、法の支配、人権といった価値が強調された。EU が規範的主張をパワーとして行使しようとする動機については、① EU それ自体の設立が平和の希求という規範性を志向していること、② 一種独特の政体として、軍事力・経済力とは異なるパワーの源泉を志向していること、③ 文民エリートが牽引する政体として説得力のある規範に基づく意思表示に固執していること、が挙げられている（Birchfield 2013:910）。

この観点からみると、2015 年に EU を襲った難民危機はどのように理解することが可能なのか。拓殖大学が刊行する『海外事情』の第 63 巻・第 12 号では、興味深い論考が多数揃っている。以降、とくに渡邊論文・浦中論文・新井論文・伊藤論文を参照しつつ、2015 年における EU 難民問題の流れとその含意を整理してみたい。

2015 年 5 月 13 日、地中海航路による難民の EU への渡航があとをたないことから、欧州委員会は難民の加盟国への割当制を提案するが加盟国の反発にあう。6 月になるとバルカンルートによるシリア難民が激増、ハンガリー政府は 4m もの柵の建設を表明し、オルバン首相は「反難民」の姿勢を示した。ハンガリーの強硬姿勢は、周辺国にも影響し、8 月 20 日にはマケドニアで非常事態宣言が発令、さらに 27 日にはオーストリアで冷凍トラックの荷台から 71 名もの難民の遺体が見つかる事態となり、難民に対する EU 加盟国の対応に批判が集中した。メルケル独首相は 27 日「欧州は一致団結して、早急に難民問題に取り組みなければならない（毎日新聞 2015.8.28）」と述べ、31 日には難民排斥運動に対して「人の尊厳を踏みにじる者を許さない。彼らの心は偏見に満ち、冷たさと憎しみを宿している（朝日新聞 2015.9.2）」と非難、難民の人権に配慮する規範的言説を紡いでいった。

さらに 9 月 3 日、エーゲ海の砂浜に打ち上げられた 3 歳のシリア難民の溺死体の写真が新聞各紙に掲載された。この悲惨な写真を目の当たりにして、EU 加盟国の首脳も反応する。メルケル独首相は「難民問題は欧州にとってギリシャの財政問題よりも重要になる（読売新聞 2015.9.8）」、シュタインマイヤー独外相は「この局面で、欧州に分裂している権利はない（朝日新聞 2015.9.6）」と発言。比較的難民受入に消極的だったオランダ仏大統領も 7 日に 2 年間で 2 万 4 千人の難民受入を発表し（浦野千佳央 2015:82）、同じく消極的だったキャメロン英首相は 5 年間でシリア難民 2 万人の新規受入を表明した（読売新聞 2015.9.9）。

しかし、このような EU 加盟国首脳の規範的言説は、シリア人難民にとっては EU への渡航券に感じられたのだろう。難民が殺到したギリシャでは 9 月上旬には既に難民管理が不可能となっており、事実上難民はギリシャを「スルー（毎日新聞 2015.9.6）」した。難民は北上し、9 月 5 日午後以降、ミュンヘン中央駅には大量のシリア人難民が到着する事態となった。独国民の難民受け入れ支持の流れを受けてメルケル

首相は「困っている人々に手を差し伸べて、私が謝罪しなくてはならないとしたら、ドイツは私の国ではない（朝日新聞 2015.10.29）」と反対派を一喝するなど、その規範的傾向は強まりを見せたが、現実には徐々に難民にとって厳しいものとなっていった。

9月8日にはデンマークは鉄道を封鎖しシリア難民の国内流入を阻止、9日の欧州委員会の難民受入分担案には東欧諸国が一斉に反発、13日にはドイツも国境検問を開始し、デメジエール独内相が「難民の殺到を食い止め（中略）秩序を取り戻す（朝日新聞 2015.9.14）」と述べるなど流れは現実的対応へと振れていく。15日にはハンガリーがセルビア側の国境検問所を閉鎖、16日には難民に対して催涙ガス・放水を使用するなど事態はエスカレート。この状況を受けて9月22-23日に臨時内相・法相理事会および首脳会議が開催され、難民受入割当てで一定の妥協が行われたと同時に、焦点は域外協力、つまりいかにトルコで難民の流れを食い止めるか、に当てられることとなった。

10月1日に発表されたドイツの世論調査では難民への不安が高まりを見せ、10月5日と13日にはトウスク EU 首脳理事会常任議長とトルコのエルドアン大統領が会談、トルコがEUへの難民の流れを止めることができれば、EUはトルコへの譲歩を行うとして、資金援助・EU加盟交渉の前進において、トルコ側へ期待感を持たせた（EurActive 2015.10.14）。10月17日にはケルン市長選挙で難民保護の主張をしていたレーカー候補が暴行を受ける事件が起き、18日にはメルケル独首相とトルコのダウトオール首相が会談。メルケルはここで、これまで強硬に反対してきたトルコのEU加盟に一定の理解をしたとされる（新井春美 2015:107）。

さらにEU難民問題に大きな試練となったのは11月13日に発生したパリ同時多発テロである。この事件は、パリのサッカースタジアム、バタ克蘭劇場、レストランの三ヶ所が同時に襲撃され、「これまでにない規模と組織性を背景（渡邊啓貴 2015:2）」としていた。これをうけて欧州各国の保守系右派は勢いづき、難民受入否定論が力を増した。

このように2015年のEUにおける難民情勢をみると、8月までは関心も比較的低く現実的対応に終始していたが、8月末の冷凍トラック事件と9月3日の少年溺死体報道を契機に規範的言説と対応が一部の加盟国首脳や国民の中で盛り上がりを見せたことがわかる。しかし、難民の流れの大きさに対応するように、EU加盟国・国民は徐々に現実的対応へ振れ、パリ同時多発テロを契機に難民否定論すら飛び出すに至った。

2016年に入って、6月23日には英国がEU脱退を問う国民投票で脱退を選択するなど、EU情勢は混迷の度合いを深めている。このたびの大量難民問題はまさに、「西欧型民主主義とEU社会を試している（浦中千佳央 2015:88）」のであり、「ヨーロッパの非力と無責任（渡邊啓貴 2015:16-17）」を露呈していると言わざるを得ない。

【参考文献】

- 明田ゆかり(2015)「規範政治とEU市民社会」白井陽一郎(2015)『EUの規範政治—グローバルヨーロッパの理想と現実—』、ナカニシヤ出版。
- 朝日新聞 (2015.10.29)、「「難民宰相」揺らぐ足元 メルケル氏、支持急落」、朝刊 p.12。
- 朝日新聞 (2015.9.14)「難民流入 独が国境審査 内相「殺到食い止める」」夕刊 p.2。
- 朝日新聞 (2015.9.6)「流入の波 欧州揺らす」朝刊 p.2。朝日新聞 (2015.9.2)「難民問題「公平に負担を」独首相、EU 各国へ訴え」朝刊 p.13。
- 新井春美 (2015)「ヨーロッパを目指す中東の難民—「ゲートウェイ」からの視点—」『海外事情』第63巻第12号 pp.103-111。
- 伊藤嘉彦 (2015)「ドイツ連邦政府による難民問題への対応と課題」『海外事情』第63巻第12号 pp.90-102。
- 白井陽一郎 (2015)『EUの規範政治—グローバルヨーロッパの理想と現実—』ナカニシヤ出版。
- 浦中千佳央 (2015)「地政学リスクとフランス社会—シェンゲン協定の憂鬱と人の移動—」『海外事情』第63巻第12号

pp.76-89。

遠藤乾・鈴木一人（2012）『EUの規制力』日本経済評論社。

毎日新聞（2015.9.6）「難民：ギリシャ、管理放棄で急増周辺国に波及」東京朝刊 p.7。

毎日新聞（2015.8.28）「オーストリア：移民か、遺体数十体 トラック荷台に」東京朝刊 p.8。

読売新聞（2015.9.9）「英仏受け入れ積極化」朝刊 p.7。

読売新聞（2015.9.8）「欧州の結束と人権が問われる」朝刊 p.3。

渡邊啓貴（2015）「ポスト冷戦の秩序再編に揺れるヨーロッパ—シリア・ウクライナ問題に見る宥和外交—」『海外事情』
第63巻第12号 pp.2-19。

Birchfield, Vicki (2013), "A Normative Power Europe Framework of Transnational Policy Formation", *Journal of European Public Policy*, Vol.20, No.6, pp.907-922.

EurActiv (2015.10.14), "Cyprus Surrenders Its Turkey Veto to Greece", News / Enlargement Section.

Manners, Ian. (2002), "Normative Power Europe: A Contradiction in Terms?", *Journal of Common Market Studies*, Vol.40, No.2, pp.235-258.